

小郡市監査委員公表第17号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和4年10月26日

小郡市監査委員 高 山 晃
小郡市監査委員 佐々木 益 雄

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を小郡市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

記

第1 監査の概要

- 1 実施期間 令和4年9月14日から令和4年10月11日まで
- 2 監査対象 市民福祉部 市民課
- 3 監査範囲 令和4年4月1日から令和4年7月31日までに執行された財務に関する事務及び一般事務
- 4 着眼点 財務に関する事務の執行及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。
また、過去における指摘等のリスクが高いことから、重点項目として、調定事務が適正に行われているかを点検し、監査を行った。
- 5 監査方法 監査対象課等に事前に関係書類等の提出を求め、提出された関係書類等に基づいて検査照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応じ実査を行った。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、その一部において注意、改善を要する事項が見受けられた。これについては適切な措置を講じるよう要望する。

なお、軽微な事項については、速やかに改善を図り、次回に同様の事項が発生しないよう、監査委員事務局より監査対象課に対して指導した。

1 監査委員指摘事項（改善が必要であると認められるもの）

（1）現金取扱事務について適正な事務処理を求めるもの

郵送請求時に使用しているつり銭について、収入額と定額小為替・現金が整理されておらず、貸付金額の確認ができなかった。

つり銭の保管及び管理について、安全かつ適正に行わなければならない。また、つり銭保管状況を2か月毎に会計管理者に報告しなければならない。常に貸付金額が確認できるよう、収入額と定額小為替・現金を適正に整理し、保管状況を正確に会計管理報告者に報告されたい。

2 事務局指導事項（監査委員指摘事項に至らない軽微な事項）

（1）文書事務（1件）

①文書管理が適正でないもの

（2）調定事務（2件）

①手数料の算定が適正でないもの

②証紙収入の手続が適正でないもの

（3）その他支出事務（1件）

①支出負担行為の手続がなされていないもの

（4）契約事務（4件）

①必要書類の提出がなされていないもの

②見積徴収が適正でないもの

③予定価格の設定がなされていないもの

（5）物品管理事務（1件）

①備品整理票の貼付がないもの

（注）事務局指導事項には複数あるものがあり、件数とは必ずしも一致しない。

監査委員指摘事項、事務局指導事項については、以上のとおりである。監査委員指摘事項について必要な措置を講じたときは、その旨通知されたい。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。